

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和6年9月17日開催 日本証券業協会]

## 1. 金融行政方針の公表について

- 8月30日（金）、金融庁の2024事務年度一年間の方針や重点課題を示した金融行政方針を公表した。
- 金融行政方針に盛り込まれている各取組については概要をご覧いただければと思うが、金融庁としては、
  - ・ これまで取り組んできた資産運用立国の実現に向けた施策等を着実に進めるとともに、
  - ・ 社会・経済環境の変化にも柔軟に対応し、金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能の確保等を図っていくとの方針を示している。
- 金融庁としては、金融行政方針を端緒として、皆様と課題認識等を共有し、建設的な対話を行いたいと考えている。金融庁では、今後、本方針等に関する説明会を各地域で開催する予定であるが、本方針の内容でご不明な点、ご懸念の点、ご提言したい点があれば、遠慮なくお問合せいただきたい。

## 2. 2024事務年度の証券モニタリング全般について

- 8月30日（金）に公表した2024事務年度の金融行政方針について、証券会社に対するモニタリング方針として盛り込んでいる点についてご紹介したい。
  - ・ まず、金融商品の組成・販売勧誘態勢等について、法令や自主規制規則等に則っているかモニタリングを行うとともに、家計が安心して金融商品を購入できる環境を整備するため、販売会社等の顧客本位の業務運営の確保に向けモニタリングを行わせていただく。

- ・ 具体的には、販売会社等において、経営陣の関与のもと、適切なプロダクトガバナンス態勢、販売・管理態勢、従業員の報酬・業績評価体系が整備されているかについてモニタリングを行うとともに、顧客本位の業務運営の取組を深化させるための不断の取組が行われるよう対話を通じて促していきたいと考えている。
  - ・ また、不公正取引等を検知し、防止するためには、各社の態勢整備が重要であることから、その態勢整備状況や情報管理態勢の整備も含め、実効性のあるコンプライアンス態勢や、内部管理態勢が構築されているかモニタリングを行わせていただく。
  - ・ 加えて、昨今、取引のオンライン化・低廉化が進むとともに、各社の提供する商品やサービスが多様化している。このように競争環境が日々変化している中で、それを踏まえた持続可能なビジネスモデルを各社がどのように構築していくかについて、経営陣を含めて対話を行うとともに、業容に応じたリスク管理態勢の構築を促していきたいと考えている。
  - ・ 最後に、大手証券会社については、海外ビジネスにおける安定的な収益の確保に向けた戦略・施策を含め、国内外で事業拡大の動きが見られる中、各社のビジネスモデルについて対話を行わせていただく。
  - ・ 同時に、こうした事業戦略に見合った形で、グループ・グローバルのガバナンスやリスク管理態勢の高度化を進めることが重要である。このため、海外当局とも連携しつつ、ガバナンスやリスク管理態勢の一層の強化を促すとともに、内部監査の高度化の取組や、IT・システム等のあり方についても対話を行わせていただく。
- この他、金融機関による業態や国境を越えたビジネス展開が加速している中で、グループ経営をめぐる課題や環境変化に適切に対応し、健全なビジネス展開を可能とするとともに、金融システムの安定・信頼を継続して確保するため、当庁において、グループ内の金融機関の監督・モニタリングを行う各部局の連携を一層強化していく。
- このように、各社の特性とそれに応じた課題を十分に踏まえて、引き続き、深度ある対話に努めていきたい。

### 3. 「国民を詐欺から守るための総合対策」について

- 令和5年下半期以降、投資家や著名人になりすましたSNS上の「偽広告」等によって被害者を誘い込み、SNS上のやり取りで信用させ、金銭をだまし取る手口の詐欺等の被害が急増したことを受け、今年6月に、政府において「国民を詐欺から守るための総合対策」が取りまとめられた。
- 総合対策の施策の一つとして、事業者団体等における偽広告等への適正な対応の推進が求められており、具体的には、貴協会を始めとする金融関係事業者団体において、横断的に、偽広告等に関する情報収集や注意喚起を行うとともに、自らになりすました偽広告等を発見した場合などには積極的な削除要請を行うことが求められている。
- これまで、貴協会をはじめとする金融関係事業者団体の皆様と、本施策の具体的な取組内容について、事務的にご相談を重ねさせていただいたところであるが、今般（9月13日付けで）、貴協会及び協会会員等に対し、自らになりすました偽広告等に関する情報収集や注意喚起、偽広告等の積極的な削除要請の実施、並びにその結果について当庁への報告を求める要請文を発出させていただいた。
- 投資詐欺被害の防止に向けて政府一体となって取り組んでいるところ、貴協会及び各社におかれても、要請文に沿った対応について、ご協力をお願いしたい。

### 4. NISAについて

- NISAについて、本年6月末時点のNISA口座数は約2,428万口座、買付額は合計約45兆円となった。新NISAの開始を契機に、多くの国民の方が資産形成に関心を示されている状況が窺える。引き続き、国民の皆様が、安定的な資産形成のひとつの選択肢として、新NISA制度を適切に活用できるよう、金融機関におかれては、わかりやすく丁寧に周知・広報を行っていただきたい。
- 本年8月の株価等の急変動の後、8月6日に、NISA制度に係る周知・広報やNISA口座を用いた取引を行う顧客に関する顧客対応を行う際の留意点について、改めて、金融庁から金融機関の皆様宛に事務連絡を発出した。

- 具体的には、利用者が資産形成に踏み出す前提として、以下の内容を利用者が適切に理解できるよう、引き続き、周知・広報を行っていただきたい。
  - ・利用者自身が、各々のライフプランやライフステージを踏まえ、どのような資金ニーズが発生するか、それに対応してどのような資産形成が必要かをよく考えることが重要であること。
  - ・長期・積立・分散投資の意義と同時に、投資には、様々なリスクや元本割れのおそれもあること。
  - ・資産形成に取り組むにあたっては、NISA 以外の選択肢も含め、様々な方法や制度を適切に組み合わせて活用することが重要であること。
- さらに、NISA 口座を用いた取引を行う顧客には、
  - ・顧客ニーズやリスク許容度の確認、
  - ・提案・販売する商品の特性や注意点等に関する丁寧な説明、
  - ・販売後のフォローアップ等、を行うなど、顧客本位の業務運営を徹底していただきたい。
- 特に、株式市場や為替市場が大きく変動する中においても利用者が安心して長期・積立・分散投資の意義を十分に理解し、資産形成に取り組むことができるよう、適切な顧客対応を実施いただきたく、よろしくお願ひしたい。

## 5. 海外出国時の NISA 口座の扱いについて

- NISA は長期保有を前提とした制度であるところ、政府としては、転任の命令等のやむを得ない事由により一時的に出国する場合であれば、予め手続を行うことにより、NISA 口座で保有する上場株式等につき、一定の期間、引き続き非課税の適用を受けることができる制度を整備している。
- 実際の対応状況は、特段の制限無く対応している金融機関もあれば、対象商品の範囲を限定したり、未対応の金融機関もあるなど、様々であるところ、顧客が対応状況を把握していない場合には、予期せず課税口座に払い出されることにもなりかねないため、各金融機関においては、対応状況をしっかりとウェブサイトで公表したり、口座開設時等に顧客に説明を行ったりするなど、顧客の利便性向上の観点からご対応をお願いしたい。

## 6. 金融経済教育推進機構について

- 金融経済教育推進機構（J-FLEC）が、本年4月に設立され、8月から本格稼働を迎えた。
- 8月2日には、岸田総理及び8業界団体トップにご参加いただき、「J-FLEC 立上げ式」を開催した。その際、岸田総理からも、今回を第1回として「金融経済教育に関するハイレベル会合」を定期開催していく旨、発言があったところ。
- 今後、J-FLECを中心に、金融トラブルの未然防止や対応のあり方等も含め、幅広い金融経済教育を広く国全体へ普及させるべく取り組んでいく。その一環として、J-FLECと個別金融機関が連携したイベントも複数予定されており、皆様におかれても、ぜひご協力をお願いしたい。
- なお、J-FLECは、家計管理等に関する電話相談の受付、幅広い年代向けの講義資料の公開、学校・企業への出張授業の申込受付等をすでに開始しており、この秋からは、個人の資産状況やライフステージに応じたアドバイスを対面・オンラインにて行う、個別相談の無料体験も開始予定である。
- 取引先企業が従業員向けの金融経済教育を実施する際には、ぜひJ-FLECを活用いただきたいと考えており、こうした取組について、会員各社から取引先企業への周知に協力をお願いしたい。

## 7. 税制改正要望について

- 8月30日（金）、令和7年度の税制改正要望項目を公表した。主要な要望項目は、以下のとおりとなっている。
  - 【① 資産運用立国等の実現に向けた措置】
    - ・ NISAの利便性向上等
    - ・ 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置
    - ・ 上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し
    - ・ 金融所得課税の一体化
  - 【② 国際金融センターの実現に向けた措置】
    - ・ クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し

【③ 安心な国民生活の実現に向けた措置】

- ・ 生命保険料控除制度の拡充
- ・ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、皆様におかれても、引き続き、ご協力をお願いしたい。

**8. 顧客本位の業務運営（FD）に関するモニタリングについて**

- FDに関するモニタリングについては、引き続き、幅広いリスク性金融商品の販売状況<sup>※1</sup>を踏まえ、販売会社等で顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等が行われているかについて検証。

※1 販売実績や苦情の発生状況のほか、これまでのモニタリング結果も踏まえて、リスクベースで重点的に検証するリスク性金融商品を選定。

- 具体的な検証のポイントは、以下の通り。

- ① 過去のモニタリングで課題が認められた外貨建一時払保険や仕組債に係る業界規則等への対応状況や、外貨建債券・外国株式に係る銀証連携に着目した販売・管理の実態把握を含めて、幅広いリスク性金融商品におけるプロダクトガバナンス態勢、販売・管理態勢、報酬・業績評価体系等の整備状況<sup>※2</sup>

※2 経営陣の関与状況や第1線・第2線・第3線の機能状況も含む。

- ② 「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく「取組方針」の営業現場への浸透状況や顧客利益を最優先とする取組状況。
- ③ 顧客との「共通価値の創造」から成る持続可能なリテールビジネスの構築に当たり、経営戦略と顧客本位の業務運営との整合性が重要であるとの観点から、（同ビジネスの）管理会計の損益状況や金融商品毎の獲得手数料等に着目した対話。

- なお、本モニタリングは、資産運用立国の実現に向けて、顧客の最善の利益という観点から、顧客にふさわしい金融商品を適切に販売しているかなどを検証することを目的としており、特定の金融商品を一律に否定するものではない。

## 9. Japan Weeks について

- 国際金融センターの実現を含む資産運用立国に関する施策や、我が国の金融資本市場としての魅力等を情報発信するため、昨年引き続き、本年も Japan Weeks 2024 として9月30日より各種イベントを関係者と協力して開催する予定。
- 昨年は、25件のイベントが開催され、金融関係者1万人以上に参加いただいたが、本年は、昨年を大きく上回る40件以上のイベントが開催される見込み。また、その期間中に国内外の資産運用会社等による対話の場として「資産運用フォーラム」を立ち上げる予定。
- 皆様におかれては、資産運用立国に関するご意見や、「Japan Weeks」の時期に企画している関連イベントで Japan Weeks 関連イベントとして特設サイトに掲載・登録したいもの等があれば、金融庁にお寄せいただければ幸い。

## 10. 外部委託先管理の強化について

- 昨今、外部委託先に対するサイバー攻撃により、金融機関の顧客情報が漏えいする事案が発生している。
- 委託先におけるインシデントであっても、金融機関が顧客情報管理の責任から逃れられるわけではない。
- 重要な委託先におけるインシデントの原因の検証及び再発防止策の実効性の確保、これらが確保できない際の代替策の検討を含め、委託先管理の有効性・十分性を確認し、必要に応じて改善していただきたい。

## 11. サイバー安全保障について

- 「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日閣議決定）に基づき、サイバー安全保障分野における新たな取組の実現のために必要となる法制度の整備等について検討を行うため、2024年6月より、内閣官房において、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」が開催されてきたところ。

- 同戦略においては、重要インフラ分野を含め、
  - ・ 民間事業者等がサイバー攻撃を受けた場合等の政府への情報共有や、
  - ・ 政府から民間事業者等への対処調整、支援等の取組みを強化するなどの取組を進めることとされており、金融分野についても、こうした官民連携に係る制度整備の対象となることが想定されている。
- 今後、制度整備にあたり、政府全体の取組みの中で、当庁としても業界の皆様とよく意見交換してまいりたい。

## 12. サイバーセキュリティに関するガイドラインについて

- サイバーリスクは、技術の発展や地政学リスクの高まりなどとともに増加しており、トップリスクの一つとして、金融機関において適切に管理していく必要がある。昨今の脅威動向、これまでのモニタリングの実績、国内外の情勢等を踏まえ、先般、サイバーセキュリティに関する新たなガイドライン案について、パブリックコメントに付したところであり、ご意見をいただき感謝申し上げます。いただいたご意見を踏まえ、今後最終化し公表する。
- 金融機関等の規模・特性は様々である。このため、ガイドラインにも記載しているとおり、「基本的な対応事項」及び「対応が望ましい事項」のいずれについても、一律の対応を求めるものではなく、金融機関等が、自らを取り巻く事業環境、経営戦略及びリスクの許容度等を踏まえた上で、サイバーセキュリティリスクを特定、評価し、リスクに見合った低減措置を講ずること（いわゆる「リスクベース・アプローチ」を採ること）が必要であると考えている。
- また、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢上の課題への対応には、時間がかかるものもあると考えている。したがって、重要性・緊急性に応じて、優先順位をつけた上で、順次対応していただければと考えている。

- 当庁としては、金融システム上の重要性・リスクなどを勘案の上、同ガイドラインの運用などを通じて、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の強化を促してまいりたい。

### 13. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall IX)について

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、2024 年も 10 月にサイバーセキュリティ演習(Delta Wall IX)を実施予定。
- 参加金融機関におかれては、IT/サイバーセキュリティ担当部署だけではなく、経営層にも積極的に参加いただいたうえ、演習に参加したことで満足せず、演習結果を活かしていただきたい。

### 14. サイバーセキュリティセルフアセスメント(CSSA)について

- 2024 年 6 月下旬に協会を通じて各金融機関に依頼した「サイバーセキュリティに関する点検票」に基づく自己評価については、現在、日本銀行・当庁で自己評価結果を集約中。
- 2024 年 11 月以降、他の金融機関対比での自組織の位置付けなどに関する情報の還元を予定している。経営陣におかれては、評価結果に基づき、人員・予算、人材育成を含め、体制整備と対策の実効性向上を主導していただきたい。

### 15. アセットオーナー・プリンシプルについて

- アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則(アセットオーナー・プリンシプル)が、パブリックコメントを経て、内閣官房から 8 月 28 日(水)に公表された。
- 証券会社の皆様におかれては、様々なアセットオーナーとの取引等があると考えられるが、各アセットオーナーがフィデューシャリー・デューティを果たせるよう、プリンシプルの趣旨を踏まえた支援をお願いしたい。
- また、確定給付企業年金を有する証券会社においては、企業年金として、

アセットオーナーの立場からプリンシプルの受入れをご検討いただきたい。

## 16. サステナブルファイナンスの取組みについて

- サステナブルファイナンス有識者会議では、本年7月には、「サステナブルファイナンス有識者会議第四次報告書」を公表した。
- 中でも、投資として一定の投資収益の確保を図りつつ、社会・環境的効果（インパクト）の実現を目指す「インパクト投資」は、社会・環境課題の解決に資する技術開発や事業革新に取り組む企業を支援する上で、重要な役割を果たすと考えている。
- インパクト投資の手法を確立し、広めるため、官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」を立ち上げ、議論を進めているところ、皆様には、是非関心をもって頂き、コンソーシアムへの参加も含め、積極的にご関与頂くことを期待したい。
- 多様な投資家がサステナビリティ投資市場に参入しやすくするため、関係者とGX・サステナビリティ投資商品のあり方について対話を実施し、本年7月に「対話から得られた示唆」を公表した。
- こうした取組を踏まえ、今後、サステナブルファイナンス有識者会議において、投資家の特性等を踏まえた具体的な投資機会のあり方等について議論を行い、サステナビリティ投資の基本的意義・効果を実感できる機会や情報を投資家へ提供していく。皆様からも今後、ご意見をいただければ幸い。

## 17. 令和6年台風第10号に伴う災害等に対する金融上の措置について

- 令和6年台風第10号に伴う災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の台風に伴う災害等に関し、愛知県、鹿児島県、宮崎県、大分県、福岡県、静岡県、神奈川県及び岐阜県に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。

- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

#### 18. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受けての備えについて

- 令和6年8月8日に宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生したことに伴って気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された経緯も踏まえ、現行の「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に規定している「南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置」をはじめとする災害時の対応に関する規定についても今一度目を通していただき、各金融機関で策定されているBCPの確認や見直し等も着実に進めていただきたい。

#### 19. 7月G20財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 7月25日から26日にかけて、ブラジルのリオデジャネイロにおいてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容をご紹介します。
- ・ まず、金融システムの脆弱性への対処、及び、国際金融規制改革の適時の実施に強くコミットする旨が再確認された。特に、バーゼルIII枠組みの全ての要素を完全かつ統合的な形で、かつ可能な限り早期に実施するとの、本年5月の中央銀行総裁及び銀行監督当局長官（GHOS）による合意が、G20でも再確認されている。
- ・ また、ノンバンク金融仲介（NBFII）セクターの強靱性の強化に関するFSB進捗報告書が歓迎された。オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに係るFSBの政策勧告の実施への支持が示されるとともに、証拠金の備えやレバレッジに関する政策作業への期待が示された。
- ・ 暗号資産に関しては、FSBハイレベル勧告を実効的に、適時に、かつ調和された方法で実施するとのコミットメントが再確認された。また、金融活動作業部会（FATF）によるFATF基準のグローバルな実施の加速、及び、DeFiやP2P取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が示された。

- ・ その他、クロスボーダー送金に関する G20 ロードマップの実施へのコミットメントが再確認されるとともに、自然関連金融リスクに関連する金融当局の規制監督上のイニシアティブ及び課題を取りまとめた FSB のストックテイクが歓迎された。
  - ・ 最後に、サステナブル・ファイナンスについては、金融機関及び企業の「公正な」移行計画の推進に焦点を当てた議論への支持が示された。また、サステナビリティ報告基準の実施に当たっての、特に中小企業や新興途上国における課題に対処し、信頼性のある、比較可能で、相互運用性のあるサステナビリティ報告開示基準を促進する方法に関する勧告への期待が示された。
- 次回の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議は、本年 10 月にワシントン D.C. で開催される予定。引き続き、皆さんの意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

(以 上)